



部 局 名：琵琶湖環境部
所 属 名：温暖化対策課
担 当 者 名：伊藤、廣田
内 線：3494
電 話：077-528-3494
E-mail: ondan@pref.shiga.lg.jp

滋賀県気候変動適応センターを設置します

平成30年6月に成立し12月1日より施行された「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)では、地域において気候変動適応を推進する拠点となる体制の整備が求められました。

本県においても、琵琶湖や農林水産業をはじめ、県民生活や自然生態系等の多くの分野に影響が現れると予想されますので、今般、気候変動適応法第13条の規定に基づき、滋賀県気候変動適応センターを設置(全国で2例目)し、現在の気候変動の影響の把握や、今後起こり得る気候変動リスクの回避・軽減(適応策)を進めていきます。

1 設置日

平成31年1月29日(火)

2 場所

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部に設置
(センター長：琵琶湖環境部次長、事務局：琵琶湖環境部温暖化対策課)

3 滋賀県気候変動適応センターの役割

地域において気候変動適応を推進する拠点として、国立環境研究所と連携し、本県の現状や課題を踏まえて気候変動影響に関する情報の収集、分析等を進めることで、関連する試験研究の推進や気候変動適応策の検討につなげます。

4 設置根拠

気候変動適応法第13条に基づき設置します。

(参考) 気候変動適応法

第13条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項および次条第1項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するよう努めるものとする。